



図表2 勤続25年のサラリーマンが1500万円を受け取る場合（所得控除なしで計算）

### 1. 退職所得の場合の税金計算

《退職所得》 $1,500\text{万円} - \{800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年})\} \times 1/2 = 175\text{万円}$

《所得税額》 $175\text{万円} \times 5\% = 87,500\text{円}$

### 2. 給与所得の場合の税金計算 ※

《給与所得》 $1,500\text{万円} - (1,500\text{万円} \times 5\% + 170\text{万円}) = 1,255\text{万円}$

《所得税額》 $1,255\text{万円} \times 33\% - 1,536,000\text{円} = 2,605,500\text{円}$

### 3. 差額

$2,605,500\text{円} - 87,500\text{円} = 2,518,000\text{円}$

※平成24年度の改正により、給与所得控除額に上限が設定されました。この改正は平成25年分以後の所得税について適用されます。詳細は29ページ～30ページをご参考下さい。

- ① 執行役員就任に伴う退職金
  - ② 役員昇格に伴う退職金
  - ③ 執行役員に就任した社員に対し、就任までの退職金を支払う場合で、例えば退任後は再雇用が保障されていない、報酬や服務規律等は役員に準じている等のケースに該当する場合
  - ④ 役員の分掌変更等の場合の退職金
  - ⑤ 定年退職金
- 定年に達した後、引き続き勤務する社員に対し、定年までの退職金を支払う場合
- 役員の分掌変更（権限や責任が変わること）等によって、職務の内容や地位が激変した際（常勤役員が非常勤役員になる、取締役が監査役になるなど）に、分掌変更等までの退職金を支払う場合

## Lesson 3

### 役員退職金の税務取扱いはこうなっている

役員退職金は支給額が高額になることが多いため、支払う法人側、受け取る個人側それぞれに税務上特別な取扱いが設けられています。LESSON 3では、これらの取扱いについて解説していきましょう。

退職所得の個人課税は優遇されている



退職金や退職手当のように、会社を退職したことによって勤務先から支払われる給与等は税務上「退職所得」と呼ばれます。「退職所得」は、過去の長期間にわたる勤労の対価の後払いや退職後の生活保障という性質があるため、受けたん退職したと考へて会社等から役員が、通常の給料や賞与などの「給与所得」に比べて税負担が著しく軽くなっています。例えば勤続25年のサラリーマンが会社から1500万円の支給を受ける場合、「退職所得」の方が「給与所得」に比べて所得税だけでも20万円以上税負担が軽くなります（次ページ図表2参照）。

このように退職所得は、税負担が著しく軽減されるため、これに該当するかどうかの判断は非常に重要です。原則は、退職金や退職手当など退職に伴つて一時に受け取る給与等が該当しますが、それ以外に「打切り支給」の退職金も含まれます。打切り支給の退職金とは、引き続き勤務するものの、いざながれに昇格した社員に対し、昇格までの社員としての退職金を支払う場合

#### ① 退職給与規定等に伴う退職金

新たな退職給与規定を制定する、確定拠出年金に制度移行するため改正するなどの理由で、制定・改正前の退職金を支払う場合

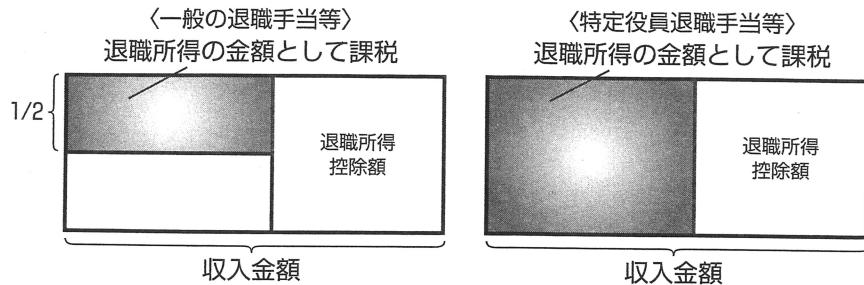
#### ② 役員昇格に伴う退職金

役員に昇格した社員に対し、昇格までの社員としての退職金を支払う場合





図表3 特定役員等に対する1/2課税の廃止



図表4 勤続3年の役員が退職金500万円を受け取る場合の税金

(復興特別所得税を除く)

1. 平成24年12月31日までに支払いを受ける場合

〈退職所得〉  $(500\text{万円} - 40\text{万円} \times 3\text{年}) \times 1/2 = 190\text{万円}$   
 〈所得税額〉  $190\text{万円} \times 5\% = 95,000\text{円}$   
 〈住民税額〉  $190\text{万円} \times (10\% - 10\% \times 10\%) = 171,000\text{円}$   
 〈合計税額〉  $95,000\text{円} + 171,000\text{円} = 266,000\text{円}$

2. 平成25年1月1日以降に支払いを受ける場合

〈退職所得〉  $500\text{万円} - 40\text{万円} \times 3\text{年} = 380\text{万円}$  ← 1/2課税が廃止  
 〈所得税額〉  $380\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 332,500\text{円}$   
 〈住民税額〉  $380\text{万円} \times 10\% = 380,000\text{円}$  ← 10%控除が廃止  
 〈合計税額〉  $332,500\text{円} + 380,000\text{円} = 712,500\text{円}$

○ 2. 退職金にかかる住民税1／10控除の廃止

平成25年1月1日以後に支払われるすべての退職手当等にかかる住民税については、10%の税額控除が廃止されます。したがって、平成25年1月1日以後に支払われる勤続年数5年以下の特定役員等に対する退職手当等については、図表4のように2つの改正が実施されることとなります。

(税理士 平井満広)